



町営住宅入居者を募集します

建設課 管理係 ☎(232) 2115

- 受付期間 7月16日(火)～26日(金) ※(土)(日)(祝)を除く
午前8時30分～午後5時
- 公開抽選会 8月9日(金) 午前10時～ (抽選は町職員が行います)
- 抽選会場 役場別館2階会議室
- 募集する町営住宅 ※申し込みは1世帯1戸限りです。

番号	住宅名	部屋番号	所在地	間取	面積 ㎡	月額家賃	建設 年度	構造	学校区
1	下原	A-5	久保田2716番地3	3DK	79.3	25,500～ 50,000円	H10	木造2階建	菊陽中部小学校 菊陽中学校
2	下原	A-6	久保田2716番地3	3DK	79.3	25,500～ 50,000円	H10	木造2階建	

※下原団地はメゾネットタイプ(部屋の中が1階と2階に分かれている)

- 入居時期 8月下旬ごろ
- 申込資格(次の全てを満たす人)
 - ①町内に住所または勤務先がある人
 - ②市町村税などの滞納がない人
 - ③同居しようとする親族がいる人
(1人では入居できませんが、条件によっては入居できます)
 - ④世帯の収入が収入基準内であること
 - ⑤現に住宅に困窮していることが明らかであること
 - ⑥世帯に暴力団員がいないこと

■収入基準

原則階層の場合 月額所得158,000円以下
裁量階層の場合 月額所得214,000円以下

※裁量階層…身体障がい者や小学校未就学児がいる場合、全員が60歳以上の場合など

(収入の算出方法)

収入(月額) = (入居しようとする世帯全員の年間総所得金額 - 控除額) ÷ 12カ月

- 控除額
- ①同居者控除(38万円)
 - ②(非同居者)扶養控除(38万円)
 - ③老人扶養控除(10万円)
 - ④特定扶養親族控除(25万円)
 - ⑤一般障害者控除(27万円)
 - ⑥特別障害者控除(40万円)
 - ⑦寡婦・寡夫控除(27万円以内)

■申し込みに必要な書類

- ①町営住宅入居申込書(建設課にあります)
- ②住民票謄本(入居予定者全員分の本籍、続柄、マイナンバー記載)
- ③平成30年度市町村県民税(所得・課税)証明書(入居予定者全員分の所得が分かる書類)
- ④滞納のない証明書(入居予定者で課税対象者全員分)
- ⑤その他証明書(婚約証明書、障害者手帳などの写し)

■申込方法

必要書類などをそろえて、建設課管理係へ直接提出してください。

※西部支所では申し込みできません。

■入居決定後の手続き

入居決定後、原則として10日以内(町が指定する日まで)に、次の手続きをしてください。

- ①敷金(家賃3カ月分相当額)の納付
- ②町が適当と認める連帯保証人1人が連署した請書(契約書)などの提出

※正当な理由がなく、上記期間内に入居の手続きをしない場合、入居決定は取り消します。

※詳しくは、お問い合わせください。



下原団地外観

検診項目	内容	対象者
肺がん検診	胸部レントゲン	40歳以上
胃がん検診	胃透視	
大腸がん検診	便潜血	
腹部超音波検診	腹部超音波	40歳以上(男性)
前立腺がん検診	採血	
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	40歳以上(女性)
乳がん検診	視触診+マンモグラフィー	
骨粗しょう症検診	超音波(かかと)	
特定健診(※)	問診・身体測定・血圧・ 診察・血液検査・尿検査・ 心電図など	・国民健康保険被保険者 (40歳以上) ・後期高齢者医療被保険者

※社会保険(健保組合・協会けんぽ・共済組合など)加入者とその扶養家族は各医療保険者(保険証の発行元)に申し込み、各医療保険者の案内に従ってください。

■平成27～29年度菊陽町集団健(検)診からのがん発見者数

種別	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮頸がん	乳がん
がん発見者数	4	15	15	7	21

その他のがん発見者数(肝がん、前立腺がんなど) 18人

がんの予防には、生活習慣の改善と、定期的にがん検診を受け早期発見することが大切です。この検診は、自分が受けたい検診項目を選んで受けることができます。この機会に受けてみませんか。

対象者には、7月初旬に申込書を郵送します。送付された内容を確認してお申し込みください。

(対象者で申込書が届かなかった人はお問い合わせください)

■実施期間 9月下旬～10月上旬

健康・保険課 ☎(232) 4912

検診は家族の幸せを守ります
がん複合検診を受けましょう

国民年金保険料の納付に困ったら・・・

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「免除」または「猶予」される制度があります。保険料を未納のまま放置すると将来の老齢年金だけでなく、不測の事態が発生した際の障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。

令和元年度申請

■申請受付開始月

- ①学生納付特例：4月
- ②免除・納付猶予：7月

■対象期間

- ①学生納付特例：4月～翌年3月
- ②免除・納付猶予：7月～翌年6月

■所得審査

- ①学生納付特例申請
本人の前年所得が一定額以下の場合
- ②免除：本人、配偶者、世帯主それぞれ前年所得が一定額以下の場合。所得額に応じて、全額、4分の3、半額、4分の1が免除されます。一部免除の人は、免除後の保険料を納付する必要があります。
- ③納付猶予：本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合

■申請に必要なもの

- ・個人番号通知カード(個人番号カード)または年金手帳
 - ・印鑑
 - ・免許証など本人確認書類
 - ・失業した人は、離職票や雇用保険受給資格者証を持参すると所得額が0円で審査されます。
 - ・学生納付特例申請をする人は、有効期間が記載されている学生証または在学証明書
- ※納付猶予は50歳未満で学生以外の方が対象です。
※免除は一部老齢基礎年金受給額に反映されますが、納付猶予および学生納付特例は反映されません。

■問い合わせ

熊本西年金事務所
☎(355) 3261
町民課 年金係
☎(232) 4914